

旅行業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 総合旅行業務取扱管理者試験に係る手数料の額を一万三千円に、国内旅行業務取扱管理者試験に係る手数料の額を八千円に、それぞれ引き上げるものとする事。

(第四条第二項関係)

第二 この政令は、令和七年六月一日から施行するものとする事。

(附則関係)